

発達障害者支援関連事業について

1 「静岡市発達障害者支援地域協議会」の設置

① 経緯

発達障害者支援法の改正に伴い、法第 19 条の 2 の規定により発達障害者支援地域協議会を設置することができることとされたため、「静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会」を廃止し、平成 29 年 8 月 1 日あらたに「静岡市発達障害者支援地域協議会」を設置。

② 設置目的

発達障害を有する者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制について関係機関の情報共有、連携を図る。

③ 会議開催実績

・第 1 回 平成 29 年 8 月 10 日(木) ・第 2 回 平成 30 年 1 月 11 日(木)

平成 29 年度は作業部会において子育て支援窓口のチラシを作成(別添のとおり)

④ 委員 15 人

・構成：学識経験者、医療関係者、障がい児者施設関係者、障がい者雇用関係者、教育関係者等

・任期 2 年(平成 29 年 8 月 1 日～平成 31 年 7 月 31 日)

2 平成 29 年度発達障害者支援センター「きらり」主な事業実施報告

(1) 相談件数

相談内容		平成 29 年度 (人)
① 相談支援	実人数	661
	延人数	730
② 発達支援	実人数	946
	延人数	2,740
③ 就労支援	実人数	115
	延人数	305
合 計	実人数	1,722
	延人数	3,775

① 相談支援：②③を除く相談 ②発達支援：発達障がいに関する相談 ③就労支援：就労に関する相談やその他相談

(2) 家族支援・支援体制サポート強化事業

巡回支援専門員(支援サポートコーチ)によるこども園等巡回相談、支援

巡回先	箇所数	回数
認定こども園(公立)	10	40
私立保育園	5	20
私立幼稚園	5	17
小学校(公立)	7	25
中学校(公立)	4	16
合 計	31	118

(3) ペアレントメンター (※) の育成

ペアレントメンター研修修了者数 13人 総認定者数 56人

※障がいのある子の保護者等をペアレントメンターとして育成。保護者の立場になって相談に応じる。

3 平成 30 年度発達障害関連事業 (静岡市)

○発達早期支援事業「あそびのひろば」「ばすてるひろば」

発達障がい児 (者) への支援は、気になる段階での早期発見、支援が重要とされており、また、ライフステージに応じた切れ目ない支援が求められている。

保健福祉センターで実施する 1 歳 6 か月児健診で特に発達が気になる子に対して、遊びを中心とした小規模集団活動をとおして、言語や認知の発達や保護者のかかわり方に着目し療育の必要性を見極め、療育が必要な児に対して適切な支援の場へつなげていくことを目的とした、アセスメントの場である「あそびのひろば」を実施し、引き続き支援が必要な児に対して、二次支援の場「ばすてるひろば」を実施する。「あそびのひろば」、「ばすてるひろば」参加後、更に療育的な支援が必要な児に対し、専門的な機関を紹介する。

※ 子ども未来局、保健福祉長寿局、各区役所 (健康支援課) の協働事業

「あそびのひろば」「ばすてるひろば」の概要	
実施場所	・あそびのひろば 城東保健福祉センター、南部保健福祉センター、清水保健福祉センター ・ばすてるひろば 各区 1 ヶ所
実施回数	・あそびのひろば 60 回 (5 回/3 か月×4 クール×3 区) ・ばすてるひろば 54 回 (2 回/月×9 か月 (7 月～翌 3 月×3 区))
実施時間	概ね 1 時間半 午前中実施
定員	各回 10 組程度
教室運営スタッフ	臨床発達心理士、言語聴覚士、保育士等、ペアレントメンター
プログラム	うた遊び、手遊び、絵本読み聞かせ 心理士、ペアレントメンター等相談